

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を拘留一〇日に処する。  
原審における未決勾留日数中一〇日を右本刑に算入する。  
原審および当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人作成名義の控訴趣意書、弁護人小栗孝夫、同尾関闘士雄、同伊藤泰方、同伊藤宏行および同大矢和徳の五名共同作成名義の控訴趣意書ならびに弁護人桜井紀作成名義の控訴趣意書の各記載のとおりであるから、いずれもここにこれを引用する。これらに対する当裁判所の判断は、左記のとおりである。

控訴趣意は、まず、  
「本件においては、被告人は、終始その氏名等を黙秘しており、検察官は、被告人の氏名等を記載しない起訴状を原審に提出して、本件公訴を提起した。そして被告人は、原審において、弁護士桜井紀を弁護人に選任する弁護人選任届（別紙第三表）を提出し、更に弁護士森健、同大矢和徳および同花田啓一の三名を弁護人に選任する弁護人選任届（別紙第六表）を提出した。その各弁護人選任届には、いずれも被告人の氏名は自書してないけれども、被告人を特定し得る事項を記載して被告人の指印が押してあるから、右の各弁護人選任届は有効と解すべきである。しかるに原裁判所は、右の各弁護人選任届が刑訴規則第一八条等に違反する無効のものとして解し、弁護士大矢和徳一名を国選弁護人に選任し、同弁護士だけを公判に出頭させ、事件を進行した。その結果、被告人は、学識経験が豊富にして法廷技術に熟達した桜井、森および花田三弁護士の弁護を受けることができなくなり、不利益な立場に立った。原判決には、右の点において、判決に影響を及ぼすことのみならず、訴訟手続法令の違反がある」と主張する。

なお、後記説示の別紙第一一表弁護人選任届および第一二表弁護人選任届が当審に提出され、当裁判所は、種々調査研究をし、合議の結果、後記の理由により、右の各弁護人選任届を適法有効と解して、第一回公判を開廷し、弁護人としては大矢和徳一人だけが出頭し、裁判長において同弁護人に対し、控訴趣意書の陳述を催促したところ、検察官は、

「当審に提出されている各弁護人選任届（右の第一一表第一二表）は、被告人の氏名の記載がなく、いずれも刑訴規則第一八条第六〇条に違反し無効である。従来、高等裁判所諸判例によつても、然りである。故に当審においては、弁護人の選任がなく当公判廷には弁護人が在廷していないとみるべきである。本件は、弁護人の選任のない事件として審理を進行されたい」と強く主張して、裁判長の右の訴訟指揮に対し異議の申立をした。当裁判所は、合議のうえ、右の異議の申立を理由なしとして棄却する決定を言い渡して、事件を進行した。

それで叙上の各所論に関する本件訴訟手続の経過を精査し、刑訴規則第一八条第六〇条第六二条第一項の解釈に関する法律問題に論及しよう。

本件記録によれば、

一、被告人は、昭和三九年一月二六日午前六時七分頃軽犯罪法第一条第三三号違反事実の嫌疑にて刑訴法第二一二条第二一三条にもとづき司法警察職員によつて逮捕され、終始沈黙して、氏名住所年令等をも黙秘し、同月二八日被疑者欄に別紙第一表のとおり記載した勾留状（写真添付）の発布を受けて同日名古屋拘置所に勾留され、同拘置所において、旧一階三七房に収容され、一八三番という番号を附され、以来一八三番と呼称されて来た。そして検察官は、同月三一日右事実を公訴事実としかつ被告人欄に別紙第二表のとおり記載した起訴状（写真添付）を原審に提出して、本件公訴を提起した。

一、そして弁護士桜井紀を弁護人（私選）に選任する旨を記入しかつ作成名義人欄等に別紙第三表のとおり記載した弁護人選任届が同年二月五日原審に提出されたところ、原裁判所は、名古屋拘置所に電話をかけて、右の弁護人選任届が刑訴規則第一八条第六〇条に違反し不適法である旨を通知した。そこで弁護士桜井紀、同大矢和徳および同森健の三名のうち的一名を国選弁護人に選任されたい旨を記入しかつ作成名義人欄に別紙第四表のとおり記載した弁護人選任に関する上申書が原審に提出され、原裁判所は、これにもとづき、同月一日被告人の表示として別紙第五表のとおり記載しかつ弁護士大矢和徳を被告人の弁護人（国選）に選任する旨を記載した国選弁護人選任書（写真添付）を作成送達して、同弁護士を国選弁護人に

選任した。しかるにその後更に、弁護士森健、同大矢和徳および同花田啓一の三名を弁護人（私選）に選任する旨を記入し、かつ作成名義人欄等に別紙第六表のとおり記載した弁護人選任届が同月一五日原審に提出された。

一、原裁判所は、同年二月一五日第一回公判を開廷し、右第三表および第六表の各弁護人選任届を却下した。うへ、国選弁護人大矢和徳一名だけを立ち会せて、審理をし、その後第二回公判を開き、同年三月七日の第三回公判において、「被告人を拘留一〇日に処する。未決勾留日数中一〇日を右本刑に算入する」旨の有罪判決を宣告した。その判決書には、写真を添附し、被告人欄に別紙第七表のとおり記載して、被告人を特定している。次で右判決宣告の直後、検察官の請求により、被告人の表示として別紙第八表のとおり記載した勾留取消決定がなされ、被告人は、これにもとづき、同日釈放された。

一、原審国選弁護人大矢和徳は、同年三月七日ただちに右判決に対し当審に控訴の申立をした。そして更に、作成名義人欄等に別紙第九表のとおり記載した控訴申立書が同月一〇日に提出された。次で弁護士大矢和徳を本件の送達受取人に選任する旨を記入し、かつ作成名義人欄等に別紙第一〇表のとおり記載した送達受取人届が同月一九日に提出された。

一、そして弁護士大矢和徳および同小栗孝夫の兩名を当審における弁護人（私選）に選任する旨を記入し、かつ作成名義人欄等に別紙第一一表のとおり記載した弁護人選任届が提出され、更に弁護士桜井紀、同尾関闘士雄、同伊藤泰方、同花田啓一および同伊藤宏行の五名を当審における弁護人（私選）に選任する旨を記入し、かつ作成名義人欄等に別紙第一二表のとおり記載した弁護人選任届が提出された。

一、なお、作成名義人欄等に別紙第一三表のとおり記載した控訴趣意書が提出された。そして弁護士小栗孝夫、同尾関闘士雄、同伊藤泰方、同伊藤宏行および同大矢和徳の五名共同作成名義の控訴趣意書が提出され、更に弁護士桜井紀作成名義の控訴趣意書が提出された。

一、当裁判所は、後記説示のとおり、右第一〇表の送達受取人届を不適法とみる関係上（その結果、すでに釈放されている被告人に対し公判期日召喚状を適法に送達する方法がなく、したがって公判に被告人が出頭しない場合には、訴訟を進行することができない）、あらかじめ大矢弁護人に対し、被告人を公判に出頭させるよう配慮方を勧告し、同弁護人は、これを快諾した。

一、原審における証拠調の結果により、被告人が「AのB」とであると推測し得る状態にあつた。そして当裁判所は、被告人が出頭した。うへ公判を開廷し、A株式会社労務課長Cを証人として尋問し、かつその証言にもとづき戸籍謄本等を取り寄せて証拠調をした（なお、被告人は、当審においても、その氏名等を終始黙秘し続けた）。

という事実関係が明らかである。

しかるところ、当裁判所は、叙上の当審における証拠調の結果等にもとづき、被告人の氏名、年令および職業はそれぞれB、昭和一七年一二月一二日生およびA株式会社従業員であり被告人の本籍および住居はそれぞれこの判決冒頭の記載のとおりであると認定する。

〈要旨〉そして本件のように被告人の氏名が明らかでないために、検察官が起訴状に被告人の氏名を記載せず単に被〈要旨〉告人を特定するに足りる事項だけを記載して起訴した事件においては、原則として、被告人が他人と共同してまたは単独にて作成提出する弁護人選任届、送達受取人届、控訴申立書、控訴趣意書等における作成名義人としての被告人の表示は、必ずしも被告人の氏名を記載することを要せず、記録と対照して当該事件の被告人であることを特定するに足りる事項を記載し指印をすれば足りると解するのが相当である。いうまでもなく、刑事訴訟は、起訴状の提出によつて開始せられ、各種の訴訟行為によつて進行し、発展するが、それらのすべての訴訟行為は、起訴状を前提とし、これを基礎として行なわれる。起訴状は、このようにすべての訴訟行為の基本となる極めて重要な書類であるところ、刑訴法第二五六条第二項第一号は、起訴状には被告人の「氏名」その他被告人を特定するに足りる事項を記載しなければならないと明定している。そしてここにいわゆる「その他被告人を特定するに足りる事項」の一種の例示として、刑訴規則第一六四条第一項は、被告人が自然人である場合につき、その年令、職業、住居および本籍を記載しなければならないと規定している。もつとも、同条第二項により、右の年令、職業、住居および本籍の一部または全部が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。起訴状については、勾引状、勾留状、差押状、捜索状、逮捕状等に適用または準用される刑訴法第六四条第二項と同趣旨の規定は存在しない。した



だけを記載することは、刑訴規則第一条第二項に違反し、も、秘密権の濫用であるか  
ら、その「弁護人選任届等は無効のもの」として記載し、その起訴状に被告人を特定するに  
ついて観察した事件においては、被告人を特定するに足りる事項を記載し、被告人を特定するに  
通常である。しかるに、被告人を特定するに足りる事項を記載し、被告人を特定するに  
は、裁判所に何等の資料も存在しない。このように、被告人を特定するに足りる事項を記載し、  
に、裁判所は、被告人の氏名を黙秘していることに基づき、被告人を特定するに足りる事項を記載し、  
いことが被告人の氏名を黙秘していることに基づき、被告人を特定するに足りる事項を記載し、  
氏名の黙秘が特別事情がない権利濫用の場合であるか否か、右の段階において、裁判所は、  
ることができない。しかも、この問題を判断するに際しては、右の段階において、裁判所は、  
所が被告人を呼び出さずしては、検察庁、警察署等に照会するような方法により、資料  
を収集し事実の取調をすべきである。ただし、右の特別事情の有無を判断するに際しては、  
当ではないというべきである。故に仮に右の見解に従うと、第一審被告人を特定するに足りる  
その他の被告人に不利益な事項との関連において観察し判断するに際しては、資料が事  
であるからである。故に仮に右の見解に従うと、第一審被告人を特定するに足りる事  
ないために、その公判前に提出された弁護人選任届に於て、被告人を特定するに足りる事  
項だけしか記載していないことの結果を生ずる。起訴状一本主義の原則から考えれば、  
被告人を特定するに足りる事項だけを記載した起訴状を提出し、起訴し、右の  
起訴状のままの状態での諸手続を進行し、容易にかつ適法に第一回公判を開廷し、  
うに、弁護人選任届等の問題を解決するのが妥当であるように思われる。  
なお、右の事件においても、裁判所は、現実に審理判決の対象となつていない者  
起訴状記載の被告人とが人違でないことを調査する義務を負うことである。し  
規則一九六条）。被告人の氏名等が明確となることは望ましいことである。し  
し、裁判所は、常に必ずみずから進んで被告人の氏名等を明確にする方法をとら  
なければならないわけではない（本件においては、被告人が前記のようになら  
の少年であるかも知れないために、裁判所は、被告人の生年月日調査の必要  
局において、被告人の氏名等を明確にしなければならないこととなつた）。次に  
訴規則第一条第二項に違反し権利を濫用してした訴訟行為の効力について審  
に、訴訟を遅延させる目的のみで申立は権利濫用の場合にあつた。また、  
明白である。しかし、その申立は、権利濫用の事由により、無効のもの  
訴法第二四条第一項後段にもとづき不適法として却下すべきものと解す  
きない。もつとも、右の申立は、同条項前段にもとづき却下するところ  
しかし、それは、同条項前段の特別規定が存在するからにはほかならない。弁護  
選任届等については、右のような特別規定は存在しない。権限を濫用してする公  
期日変更決定は、司法行政監督上の問題を生ずるにすぎない（刑訴法二七七  
規則一八二条二項）。刑事または民事の訴訟において、訴訟の完結を遅延さ  
的のみで申立は、明らかに権利の濫用である。しかし、その申立は、権  
利濫用の事由により、無効のもの、または不適法として棄却もしくは却下す  
のと解することはできない。民事の訴訟において、金銭納付を命ずる制裁を加  
れることがあるにすぎない（民訴法三八四条ノ二等）。なお、最高裁判所判  
査するに、右の大法廷判決は、弁護人選任届につき、前記見解に賛意を表してい  
いように見える。また昭和二年一月二七日第一小法廷決定（集八巻一三二  
三五頁）は、被告人の表示として、「Dこと氏名不詳者」と記載している。この被  
告人は、戸塚警察署巡査に対する公務執行妨害傷害の嫌疑にて現行犯として同  
によつて逮捕され、同警察署監房九号室に抑留されたが、終始氏名住所等を黙  
続けた。Dという表示は、仮名であり、結局においては、戸塚警察署監房九号室  
いう監房番号にほかならないのである。そして右の被告人は、上告申立書を提出  
し、上告審において、一〇名の弁護人を選任する弁護人選任届を提出し、被告人  
人の上告趣意書をも提出したが、上告審においても引き続き氏名住所等を黙  
右の各書類には、作成名義人たる被告人の表示として、Dと記載したにとどま  
被告人の氏名を記載しなかつた。しかし、同法廷は、右の各書類をいづれも適  
効とみた。上記の諸点から考察して、当裁判所は前記見解を採用しない。  
そこで本件における上記認定の各書類を検討するに、まず名古屋拘置所におい  
ては、一八三番という番号を附されている在監者は、その在監者全員を通じて、一定





一、 当審における証人Lおよび同Oの公判廷における各供述  
一、 押収にかかる証第一号バケツ一個、証第二号はけ一個、証第三号ビラー八枚、証第四号ビラー六枚、証第五号ビラー七枚および証第六号ビラー九枚  
法令の適用

被告人の判示所為は、刑法第六〇条軽犯罪法第一条第三三号罰金等臨時措置法第二条第二項に該当するので、所定刑中拘留刑を選択し、その刑期範囲内において被告人を拘留一〇日に処する。なお、原審未決勾留につき刑法第二条を、原審および当審訴訟費用につき刑訴法第一八一条第一項本文を適用する。

本件についての当裁判所の見解は、上記説示のとおりである。したがって記説示に反する趣旨の控訴趣意その他の主張は、すべて理由なしとして排斥する。すなわち、それらの所論についての結論を略記すると次のとおりである。

一、 軽犯罪法第一条第三三号の規定は、憲法第二条第一項に違反せず、憲法第三条にも違反しない。

一、 本件起訴をもつて、刑訴法第一条または刑訴規則第一条第二項に違反するとみることとはできず、また軽犯罪法第四条に違反するとみることもしない。

一、 本件は、刑訴法第三三九条第一項第二号または同法第三三八条第四号にもとづき公訴を棄却すべき場合に当たらない。

一、 原審公判調書記載の証人Lおよび同Mの各供述中判示事実にもとづいて、決して所論のような偽証ではなく、いずれも十分に信用してよいものであると認める。

一、 本件のように他人の工作物にその所有者または管理者の承諾を得ないではり札をする行為は、それ自体他人の財産権の侵害行為であつて、違法行為にほかならない。右のはり札をする行為は、客観的にみて、他人の工作物の美観を害する汚損行為といふべきである。上記の屋外広告物関係法令もまた電柱にはり札をする行為自体をもつて美観風致を害する行為とみている。そして本件において刑法第三五条等所定の正当事由またはこれに準ずべき正当事由があつたとみることとはできない。したがって本件は、軽犯罪法第一条第三三号にいわゆる「みだりに……はり札をし」た場合に当たる。

一、 この判決をもつて被告人を処罰しても、軽犯罪法第四条に違反しないと確信する。

叙上の説示に反する趣旨の所論は、すべて理由がなく、採用しない。

以上のとおりであるから、主文のとおり判決をする。

(裁判長裁判官 影山正雄 裁判官 吉田彰 裁判官 村上悦雄)

別紙

<記載内容は末尾1添付>